

藤原敦光の文選学

池田昌広

『要旨』 鳥羽院政期を代表する学者・藤原敦光に、『三教勘注抄』『秘蔵宝鑰鈔』の二著がある。両著作には漢籍が豊富に引かれている。小論は、これら漢籍の出典を調査し、そのいくらかが『文選』注からの孫引きであることを明らかにした。また頻用された注本には『文選集注』を擬定し、同書所引『文選鈔』の撰者問題に関説し公孫羅説の有力を説いた。

キーワード・藤原敦光、『三教勘注抄』、『秘蔵宝鑰鈔』、『文選』、『文選集注』。

はじめに

古代中世の学問は畢竟、古典に加注する営為そのものといつてよい。注釈の過半が先行典籍からの引用で構成されるという形式上の要請は、効率的な引用を実現させる工具書へと、加注者の目を向けさせたことであろう。それは『初学記』などの類書であったり、『玉篇』などの小学書であったわけだが、『文選』注もその一つであった。小論は、白河鳥羽院政期を代表する学者・藤原敦光（一〇六三―一一四四）の著作を例に、

院政期の学問の現場における『文選』注の利用について、その一端を素描しようとするものである。

注釈の作成に孫引きは重要な技術であった。膨大な漢籍からふさわしい文章をいかに見出し引用するか。類書の利用はその一法であり、敦光が複数の類書から漢籍を孫引きした実例は別に指摘した。⁽¹⁾このような使用をゆるす、「孫引きもと」とでもいうべき書の一つが附注の『文選』であった。『文選』の注釈には、正文の語句を読解するため、諸典籍からの引文や音義注が豊富にそなわる。『文選』に一定の習熟をもつ者ならば、これらを小学書また類書のごとく応用することが可能だ。『文選』注のこうした実用的な側面——辞書・語彙集・類書などとしての利用については、すでに山崎誠が注意を喚起している。⁽²⁾敦光は博士家の一つ藤原式家の生まれで、文章博士を歴任した碩学である。『文選』は自家薬籠中の書物といつてよい。果たして、かれは『文選』注に引載された漢籍の文章を転引し自らの注文を作っている。

資料には別稿と同様、『三教勘注抄』六卷（以下、『勘注抄』）と『秘藏宝鑰鈔』三卷（以下、『宝鑰鈔』）とをもちいる。それぞれ空海の著した『三教指帰』『秘藏宝鑰』に敦光が注した書である。『勘注抄』は完存しない。六卷のうち、卷一・二・五の都合三卷がそろう、卷三に抄出本があつてその一部をつたえる。⁽³⁾『宝鑰鈔』はほぼ完存する。⁽⁴⁾しばしば説かれるように、空海の著作には文選語が頻用されている。いきおい、加注者は空海の用語を『文選』中に捜索することになる。目当ての語を『文選』に探し当てたおり、それに先行の注釈があつたなら、それはそのまま空海の著作の注に転用可能だ。考えてみれば当然のことで、敦光もこの手法をおおいに使ったわけである。

さて小論の企図は、『文選』注の類書の利用すなわち孫引きの事例を蒐集し紹介することにあるわけだが、くわえて敦光の利用した『文選』テキストについても一章をもうけ論じる。なんとなれば、『勘注抄』『宝鑰鈔』

の典拠となった『文選』がいずれの本であったか、異見があるからだ。『文選』注からの孫引きを論じる小論にとって、このテキスト問題は解決しておくことが望ましい。梁の蕭統が『文選』を編んでから敦光の時代まで、いくつかのテキストが作られた。敦光の利用本の候補には、『日本国見在書目録』惣集家に著録された諸本——なかならずく原撰本（無注本）三十巻と李善注本六十巻の二書——にくわえ、五臣注本三十巻⁽⁵⁾、『文選集注』百二十二巻⁽⁶⁾あたりがあげられよう。

それでは、まずくだんのテキストの問題から検討し、ついで章をあらため『文選』注の類書の利用について論じることとする。

一 敦光の利用した『文選』テキスト

敦光がどの『文選』テキストを利用したのかという問いを、複数の研究者が発している。そのわけは、結論の如何が『文選集注』所引『文選鈔』の撰者問題を左右するからにほかならない。くだんの撰者として、いま公孫羅説と無名氏説とが提起されている。この二説が『勘注抄』『宝鑰鈔』とどうかかわるのか、公孫羅説から略説しておく。

公孫羅説の主張者には東野治之と山崎誠とがいる。両者に微妙な相違があるものの、おおむね以下のごとくである。『宝鑰鈔』には『文選鈔』の引用が四条あり、そのうち一条が「公孫羅文選鈔云……」と撰者として公孫羅を明示している。おなじ撰者の『勘注抄』も撰者を挙名しないものの『文選鈔』を引用しており、かつ『文選集注』を利用していることを勘案すれば、『勘注抄』と『宝鑰鈔』とに引かれた『文選鈔』は同一書と考えられ、したがって敦光は『文選集注』所引の『文選鈔』を公孫羅撰と認定していたとみちびける。

ついで無名氏説。同説はそもそも、『日本国見在書目録』惣集家に「文選鈔六十九（公孫羅撰） 文選鈔卅（ハ）」内は双行注。以下おなじとあること、『文選集注』に引かれた『文選鈔』が後者とおなじ三十卷であることを主たる論拠に提起された。⁽⁸⁾ そののち上掲の東野論文が公刊され、これへの反論として、富永一登が無名氏説の立場から敦光の二著における『文選』のテキスト問題を論じた。⁽⁹⁾ 富永によれば、『宝鑰鈔』に『文選集注』はまったく利用されておらず、参照されたのは無注本のみであり、一見して『文選集注』利用の徴証と解されそうな『文選鈔』ほかの引用は、無注本の書込からの転引という。そして「公孫羅文選鈔云……」の文字は、単行の公孫羅『文選鈔』六十巻から無注本に転写された書込をさらに転写したものと想定する。『勸注抄』については、『文選集注』利用の可能性はみとめるようだが、五臣注本・無注本など何種類かの本を併用し、『勸注抄』に見える『文選鈔』の引用も、『文選集注』からの直引でなく某書（たとえば無注本『文選』）の書込からの転引とする口吻である。

両説の対立点はつまるところ、『宝鑰鈔』における『文選集注』利用の如何にある。公孫羅説がその利用に肯定的なのは分かりやすいだろう。おなじ撰者が一方の著作で『文選集注』を利用しているのはまず確実だから、もう一方でも同様の利用を推定するのは合理的な立論である。無名氏説は『文選集注』の利用に懐疑的といつてよい。そして『文選集注』に代わって無注本の書込の利用を強調する。『宝鑰鈔』の「公孫羅文選鈔云……」の条文が明らかになつたいま、無名氏説が成立するためには、『文選集注』の利用は否定するほかない。換言すれば、敦光の二著なかんずく『宝鑰鈔』の『文選集注』利用がみとめられれば無名氏説は破綻する。わたしには、富永は無名氏説を維持するため無理な文献操作をしているようにしか見えない。以下、『宝鑰鈔』に関する富永の主張について、首肯しがたい点を述べる。

第一に、『宝鑑鈔』に参照されたのが無注本のみという判断である。『宝鑑鈔』の撰述に無注本が使われたことは、富永も指摘した、同書に明示された『文選』の巻第および用字の一致からほぼ確言できる。巻第を明示した『文選』の引用は都合八条、このうち七例が三十巻本の巻第に一致する。富永のあげた六条以外の二条を列記する。

文選第三云、泓澄瀟瀟。

(全書本四五頁上段) 〓左思「呉都賦」

文選第十七云、圓鑿而方柄号。

注云、正直、邪枉行殊別也。知其鉏鋸而難入。注云、所務不同若粉里也。

(全書本四八頁下段) 〓宋玉「九辯」

三十巻本ということとは、無注本か五臣注本かということになる。前者は九条本がよく知られ、しばしば独特の用字をもつが、該本と『宝鑑鈔』の引文とがよく一致する事実は、敦光が五臣注本ではなく無注本によったことを告げている。

富永論文で不可解なのは、無注本以外の『文選』テキストの参照をまったく考慮しない点である。上掲の宋玉「九辯」を例にすれば、無線部分が「九辯」の正文、傍線部分が李善所引王逸注だが、富永にしたがえばこの李善注は無注本の書込からの転引ということになる。いま無注本の巻十七は伝存せず書込の如何を確か⁽¹⁰⁾できない。周知のように、九条本には李善注・五臣注のみならず『文選集注』や『文選鈔』など、諸注の注文がところせましと転記されている。書込の利用はあったかもしれない。しかし、なぜ無注本にくわえ『文選集注』など他本をも利用した可能性を排除できるのか。根拠の提示がなく論理を追えない。『勘注抄』では複数の本の併用をみとめているのに。

第二に、『宝鑑鈔』に引用された『文選』諸注を転記した無注本鈔本なるものの存在が確認できないことで

ある。当該鈔本は「あつたはずだ」という想像の産物にすぎず、これを前提にした立論は反証不能のいいである。これでは『文選集注』利用の痕迹をいくら蒐集しても、それは無注本の書込と反論されれば、水掛け論になりかねない。

小論もおおきな恩恵をうけた研究に山崎論文がある。式家の文選学に関する基本文献といつてよい。山崎は、式家のみならず敦光当時の博士家には、無注本『文選』と『文選集注』とが一式のものとして備えられていたと指摘する。無注本が重視されたのは、該本が蕭統の原撰本のすがたを保存していると認識されたからと推される。そして無注本を読解するため頻用されたのが『文選集注』であった。つまり『文選集注』は『文選』を家学とする博士家にとって親しい書物であり、式家の当代たる敦光であれば、『文選』注文の閲覧引用にはまず『文選集注』によつたと考えるべきだ。書込から優先的に引用する事態は想定しがたい。くだんの書込の排他的利用を主張するのであれば、別途論拠が必要である。

さて、現行の『宝鑑鈔』に「集注文選」の文字は見えず、『文選集注』の利用を直接確認することはできない。しかし、『宝鑑鈔』には『文選集注』からの引用としか考えられない文章がある。すなわち李善「上文選注表」の引用である。敦光は二箇所引く。

李善上文選注表云、緘石知謬（緘裏、石鷲状似鷲状、若欲雷雨之時、先飛行行謬過也。言宋有愚人、當時得石鷲、於是不知燕石、自以為異、以藏於櫃中、時有人教愚人曰、是者鷲石、夫欲雷雨、必先飛之、愚益為貴、亦緘以牛皮五重而藏之。此言、斯注雖惡、自以為珍、猶緘石、而知其謬云）。

〔摩尼燕石〕条。全書本四頁上段

注文選表曰、曜三辰之珠璧（三辰、日月星也）。

〔三辰戴頂〕条。全書本五頁下段

「上文選注表」は李善が顕慶三年（六五八）、『文選注』を奉じるにあたり書いた上表文である。前者から検討しよう。

李表に「享帝自珍、緘石知謬」とある。敦光は後句を引き注文をつづけているわけだが、この注文の典拠は何か。九条本巻頭部分の紙背に興味ぶかい書込がある。

集云、言魏文帝曰、夫家藏貴帝、而自以為直当千金、是自見之患也。石状似鸞、若欲雨雪之時、先飛行之也。言采有愚人、当得鸞石、於是不知鸞石、自以為異、以藏於櫃中、時有一人教愚人曰、是者鸞石、天欲雨雪、必先飛之、愚人益以為貴、亦緘以牛皮五重藏之也。

「集云」の略称によって『文選集注』からの転記と知られる。二重線部分が「享帝自珍」への、傍線部分が「緘石知謬」への注文とらしい。つまりこの書込の文章は李表への注文と推され、『文選集注』は巻首を佚しており、該文は『文選集注』の佚文ということにもなる。⁽¹²⁾『文選集注』が李表に加注していたという点は見過ごせない。中国で李表が加注の対象になったのはおそらく民国期以降であって、敦光のころ李表に加注した唯一の注釈書が『文選集注』と考えられるからだ。李表は諸本に収載されるが、無注のまま鈔写印刷されるのが常であった。傍線部分が『宝鑰鈔』とほぼ一致することを確認しよう。『文選集注』をのぞき李表が加注の対象にならなかったことを勘案すれば、『宝鑰鈔』同条の典拠となしうるのは『文選集注』しかない。⁽¹⁴⁾「三辰戴頂」条もおなじく『文選集注』からの引用と考えられよう。⁽¹⁵⁾

もう一例、敦光が二箇所に引く蕭統「文選序」のうち一条をあげる。

文選曰、曲逆之吐六奇（高祖至平城、所圉匈奴、陳平出六奇計以解圍）。

〔陳平六奇〕条。全書本二七頁上段

「曲逆之吐六奇」が蕭序の文章。問うべきは注文の出処だが同文を見出しがたい。話柄じたいは「白登山の囲い」として有名で、典拠にはふつう『史記』卷五十六、陳丞相世家のくだり「至平城為匈奴所圍、七日不得食、高祖用陳平奇計、使單于闕氏、圍以得開」をあげる。李善は蕭序に施注しておらず、いま最も古いのは五臣注である。該句には張銑が注して「陳平封曲逆侯、從高祖平天下、凡六出奇計」といい、無注本にも転記された。

山崎論文が全書本に見ない『宝鑰鈔』「陳平六奇」条の佚文を紹介している（四三七頁）。

或云、**文選集注**曰、陳平封曲逆侯、從高祖平天下、凡出六奇計云々。

佚文は『文選集注』所引の張銑注であろう。『宝鑰鈔』の佚名注と同文とはいいたいがたいのは、なにか故障があったのか。明解を得がたいが、「陳平六奇」条に『文選集注』が引用されたといつてよいだろう。

『宝鑰鈔』には典拠不明の、『文選』注と思しき文がいくつかあるけれど、『文選集注』が参照されたとすれば出処は説明しやすい。たとえば、つぎの例。

文選第一云、抑下情アサ而通諷論アサ（鄭玄曰、諷謂譬喻、風行言也。諷、方風反）。（全書本一頁下段）

正文は班固「兩都賦序」、鄭玄注はいま出処不明。『文選集注』の班序収載卷は散佚したけれど、鄭注をその散佚卷の注文と考えれば説明はつく。

以上、『宝鑰鈔』は無注本『文選』と『文選集注』とを併用したというのが、本章の主張である。私見を是とすれば無名氏説は成立しがたい。公孫羅説の有力は明白と思う。¹⁷

そのほかのテキストの利用について附言しておく。五臣注本の使用は確言できない。たとえば、もう一つの蕭序の引用条（太田「第二編」九八―一〇一頁、全書本八頁上段）に呂向注が見えるが、五臣注本か『文

『文選集注』か何ともいえない。李善注本についても同様である。李善注は『宝鑰鈔』で最も多く引かれる『文選』注だが、その出処はまずは『文選集注』と推される。いまのところ李善注本が参照された痕迹は見つからない。『勘注抄』の依拠テキストについては簡単に述べよう。『文選集注』の利用は、公孫羅説の東野・山崎はむしろ富永もみとめるようだから問題ない。あとは利用の程度がどうかという点が議論になる。正確には悉皆調査をしてみなければ分からない。わたしは左思「呉都賦」を例にサンプル調査してみた。同賦は『勘注抄』（および『宝鑰鈔』）で最も引用される詩賦の一つである。挙名し引証するものは都合十一条。『文選集注』は同賦をば巻九と巻十に分卷したが、くだんの十一条は首尾伝存する巻九に偏在するので、『勘注抄』と『文選集注』とを直接比較することができる。調査の結果は、『文選集注』の利用と推されるもの八条、五臣注本の利用と推されるもの二条、特定できないもの一条との結論をえた。⁽¹⁸⁾ 頻用はまちがいないのではなからうか。無注本利用の痕迹は富永が指摘している。李善注本参照の痕迹はまだ見出していない。

『文選集注』を重用しつつ他本をも参照する、いかにも博士家らしい『文選』注の利用法である。この方法は『文選』の訓読でも同様であった。⁽¹⁹⁾

二 『文選』注の類書の利用

『文選』注に限らず、中国古典の注釈はしばしば、施注の対象語をキーワードに様々な文章を蒐集した、いわゆる用例集のごとき側面をもつ。紀伝を家学とする敦光とすれば、『文選』注の効用はまず『文選』読解の資料にあつたろうが、ついで種々の用例を博搜する字引としてのそれもあった。『文選』に通じることは、その注を利用して当該語の用法の所在を知ることでもあり、そして原典に当たらずともくだんの文例の引用を可能にする

ということでもある。つまり孫引きの効用であつて、敦光はこれにおおいにあずかつた。

本章は『勘注抄』『宝鑰鈔』を資料に『文選』注の類書の利用を論じる。調査した事例のうち『勘注抄』から四例、『宝鑰鈔』から二例をえらび紹介することで、おもに『文選集注』を類書のごとく使つた敦光の手腕を見たい。巻第の数字は基本的に李善注本のそれ。

まずは『勘注抄』から、第一例。巻一に「集注文選今案曰」云々の条があり、『文選集注』利用の証左として先行研究が取りあげている。⁽²⁰⁾これは『三教指帰』巻上の「嗜酒酩酊、渴猩懷恥」の「猩」への注釈四条の一つである。四条すべて引けば左記のとおり。

山海經曰、猩々如豕而人面。**異物志**曰、出交趾封谿、有猩々、夜聞其声、如小兒啼。**集注文選今案**曰、猩々性嗜酒、獵之者將酒往置於傍、見之即啼罵、説其家人往来及見在姓字、然後嘗之罵云、爾来取我、而規我命、置必飲之、即醉縛之而歸。**陸善經**曰、異物志、猩々好酒糟及草屨、人則施於其行逕、猩々見之、知人欲捕、忍而不能捨、於是醉而著履、人則執送牢中、随其所須而与食、欲烹則謂之、汝自扞肥者、既推扞、竟相对而泣。

(太田「第十二編」四〇六―四〇七頁)

「集注文選」は『文選集注』、「陸善經」は『文選集注』収載の陸善經注にちがいない。さて『文選』の「呉都賦」に「猩猩啼而就禽」の句があつて、劉逵注がかくいう。

山海經曰、猩猩、豕身人面。**異物志**曰、出交趾、封谿有猩猩、夜聞其声、如小兒啼也。

『勘注抄』所引の『山海經』『異物志』とほぼ同文といつてよい。「呉都賦」の該句は『文選集注』では散佚した巻十に録されたので、じかに『文選集注』の当該部分を見ることはかなわない。しかし『文選集注』は基本的に劉逵注を収めるので、この『山海經』『異物志』の引文はあつたはずだ。さらに「今案」と陸善經注と

つづく状況から、この四条が『文選集注』収載「呉都賦」の「猩猩」の注文であり、敦光はそれらをそのまま移録したにすぎないという推定がみちびける。²¹⁾

第二例。『三教指帰』巻上の「從教如円、則庸夫子可登三公」に注して、『勘注抄』巻一は范曄『後漢書』と『晋書』を引く。

後漢書曰、胡広、字伯始、南陽人也。六代祖剛、值王莽居撰、亡命交趾。広少孤貧、察孝廉、試以章奏、為天下第一。凡一履司空、再作司徒、三登大尉。晋書恩倖傳論曰、胡広累世農夫、伯始致位公相。(太田

「第十二編」三九〇～三九二頁)

ともに「庸夫子」が大官にのほった例として、後漢末期の官僚であった胡広の伝をもって引証している。²²⁾「後漢書曰」云々は『後漢書』列伝三十四、胡広伝の記事を大幅に節略したものである。胡広伝原典の文章を『勘注抄』との一致部分に傍線を附し引いておく。

胡広、字伯始、南郡華容人也。六世祖剛、清高有志節、平帝時、大司徒馬宮辟之、值王莽居撰、剛解其衣冠、県府門而去、遂亡命交趾。隱於屠肆之間、後莽敗、乃歸鄉里。父貢、交趾都尉。広少孤貧、親執家苦、長大隨輩入郡為散吏、太守法雄之子真、從家來省其父、真頗知人、会歲終応挙、雄勸真助其求才、雄因大会諸吏、真自於牖間密占察之、乃指広以白雄、遂察孝廉、既到京師、試以章奏、安帝以広為天下第一……(長文節略)……自在公台三十餘年、歴事六帝、礼任甚優、每遜位辞病、及免退田里、未嘗滿歲、輒復升進、凡一履司空、再作司徒、三登大尉……。

長々と引用してきたが、『勘注抄』の引文の節略の大きさが諒解されよう。とくにわたしが「長文節略」で済ました部分は、中華書局本の約六頁分の長きにわたる。この節略は敦光の所為ではない。かれはすでにあつ

た胡広伝の節略文を写しただけだ。それを知る手がかりは「晋書恩倖伝論曰」云々の出処である。

くだんの文章は『晋書』ではなく、梁の沈約『宋書』卷九十四、恩倖伝の冒頭に見える。「晋」は「宋」の誤記と思しい。⁽²³⁾ そもそも「恩倖伝論」は沈約の撰であり、『晋書』にあるわけではない。沈約『宋書』は「日本国見在書目録」正史家に著録され、九世紀末までの日本将来が確認される。文章博士を歴任した敦光ならば閲覧は可能であつたろう。ただ、この出典は『宋書』ではなく『文選』と考えられる。「恩倖伝論」は『文選』卷五十にも収載される。注目すべきは、同論の「胡広累世農夫、伯始致位公相」への李善注である。

善曰、范曄後漢書曰、胡広、字伯始、南陽人。六世祖剛、值王莽居攝、亡命交趾、莽敗、乃歸鄉里。広少孤貧、法雄察広孝廉、試以章奏、為天下第一。旬月拜尚書郎、凡一履司空、再作司徒、三登大尉。

李善注所引『後漢書』の一部を省略すると『勘注抄』の引文になることを確認したい。ついで着目すべきは胡広の本貫である。胡広伝原典では「南郡華容」に、李善注および『勘注抄』所引胡広伝では「南陽」に作っている。南郡と南陽郡とは、ともに荊州（いまの河南省南部から湖北省にかけての⁽²⁴⁾ 一帯）の郡で、南北に隣接しており混同しやすい。じつは胡広の本貫を「南陽」とする漢籍は、いまのところ、この李善注のほかに見出せない。もう贅言を要すまい。敦光は『文選』（おそらく『文選集注』）から、効率よく『後漢書』胡広伝と「恩倖伝論」とをまとめて引いたのだ。⁽²⁵⁾

第三例。『勘注抄』卷一は『三教指帰』卷上、空海序「谷不惜響」に注してかくいう。

王充論衡曰、呼於坑谷之中、響立心。王巾頭陀寺碑文云、幽谷無私、有來斯響。

李周翰曰、幽深之谷本無私情、有声至則必答之以響、仏道於物亦如是無私矣。

（太田「第十二編」三三八頁）

王巾「頭陀寺碑文」は『文選』卷五十九所収。同碑文へは李善注がくだんの『論衡』の文章を引き、五臣李周翰注が上掲文をしるす。²⁶『論衡』が『文選』注から転引されたのはまちがいない。『文選集注』の「頭陀寺碑文」収載巻は散佚したが、李善注と五臣注とが同時に見えることを重視すると、その『文選』は『文選集注』であつた可能性が高い。

第四例。おなじく空海序「遊俠」への敦光注（『勘注抄』卷一）。一部省略して引く。

班固兩都賦曰、遊俠之雄。漢書曰、秦地豪傑遊俠通姦。孟康曰、同是非為俠。陸法言曰……。曹憲云……。案……。史記季布（伝曰）……。如淳曰……。荀悅云……。孫愐云……。

（太田「第十二編」三四五～三四六頁）

上掲のうち、「陸法言曰……」から「孫愐云……」までは、菅原是善『東宮切韻』からの孫引きらしい。²⁷したがって、ここで問うのは『漢書』と孟康注との出処である。「兩都賦」は『文選』卷一所収、該句は「西都賦」に見える。『漢書』は卷二十八下、地理志下の文章。敦光注は節略文で、「西都賦」該句に李善が注して「漢書曰、秦地豪傑則遊俠通姦」というのを移録したものと推される。ただ、いま見られる『文選』該条に孟康注はない。じつは地理志原典（師古本）にも孟康注はない。「同是非為俠」の注文は、『漢書』卷三十七、季布伝冒頭および『史記』卷一百、季布伝に如淳注として引載されている。²⁸「西都賦」を収録していただろう『文選集注』卷一はすでに散佚し確認できないが、『文選集注』では「漢書曰、秦地豪傑遊俠通姦」とともに、孟康注として「同是非為俠」とあつた可能性はある。

『宝鑑鈔』からはつぎの例。『秘藏宝鑑』巻中の「割万戸而鳴鐘、開千項而斲食」への敦光注（『宝鑑鈔』卷上）。誤写が多いが、それぞれ「斲食」と「鳴鐘」との用例である。

文選云、質張里之家、擊鐘斲食（質氏以源削而鑿食矣²⁹）。又云、出平原而聯騎、居里圍而鳴鐘（漢書曰、濁氏以胃晡而連騎、張里以馬豎以擊鐘）。

（全書本一六頁下段）

正文は前者が張衡「西京賦」、後者が劉孝標「廣絶交論」であるが、注文はともに「西京賦」の李善注である。後者の李善注が「連騎、鳴鐘、已見西京賦」というのに倣ったのだろう。李善の二つの注文は『漢書』卷九十一、貨殖伝のひとつづきの文章だが、現行刊本所引の李善注は原典と句の順次がつぎのように異なる。

質氏以酒削而鼎食、濁氏以胃晡而連騎、張里以馬医而擊鐘。

（原典）

濁氏以胃晡而連騎、質氏以酒削而鼎食、張里以馬医而擊鐘。

（現行刊本所引李善注）

かりに敦光が現行刊本の李善注を見たなら、上掲のように引用するだろうか。

『宝鑰鈔』には「西京賦」の引用がもう一条ある。『秘蔵宝鑰』巻下の「禹名舌断」条への敦光注である（『宝鑰鈔』巻下）。

文選四、伯益不能名。注云、列子曰、北海有魚名鯤、有鳥名鵬。大禹行而見之、伯益知而名之。

（全書本五八頁下段）

「西京賦」正文にくわえ李善注所引「列子」が引かれる。本条については、富永論文が「四」が「日」の誤写である可能性を指摘している（四七一頁注51）。『宝鑰鈔』所載の『文選』巻第は本条をのぞきみな無注本のそれである。「西京賦」は無注本では巻一に配されるから、本条はもと「文選一曰」とあった可能性は小さくない。³⁰「西京賦」正文が無注本『文選』から引かれたとすれば、注文の出処は『文選集注』の可能性が高いのではないだろうか。『文選集注』所引李善注と現行刊本所引李善注とに多くの異同があることはよく知られている。³¹『文選集注』の「西京賦」収載卷（おそらく卷三）は散佚しており確認はできないが、『文選集注』で

は貨殖伝原典とおなじ句順だったのではないか。

以上、わずかだけれど、敦光が『文選』注から諸漢籍を孫引きした例をしめした。いま紙幅の関係でこれだけに止めるが、この種の徴証は枚挙にいとまがない。『勘注抄』『宝鑰鈔』ともに『文選集注』利用の蓋然性は高く、したがって孫引きもとも『文選集注』と考えるのが妥当と考える。

おわりに

『文選』注を類書的に利用するといっても、索引さえない時代にくだんの手法を実践するには『文選』に通暁することが必須である。それが可能であったのは、式家の文選学の蓄積そして敦光個人の研学の成果ということになるが、かれが活躍する直前まで、『白氏文集』の流行におされ日本の文選学は一時衰退を餘儀なくされていた。その復興をはかったのは敦光の師と推される大江匡房（一〇四一〜一一一一）である。⁽³²⁾ かれの企図は一定の成果をおさめたようで、院政期の学藝は『文選』の再評価という側面をもつ。⁽³³⁾ 『文選』へ関心を向ける知識人がふたたび増えるなか、その有力な一人が敦光であった。式家の当代として文選学復興の一翼をになったのだ。

そのころ敦光の二著のほか、成安撰『三教指帰注集』、覚明撰『三教指帰注』、佚名撰『性靈集略注』などが現れたことから分かるように、文選語を駆使した先達として空海の著作に注目があつまつた。これも『文選』の修学を促進したはずだ。敦光が『文選』注をおおいに利用したのは、種々の意味で必然というべきだろう。

小論の調査でも明らかのように、敦光は複数の『文選』テキストを併用している。文選学の専門家としての

考えがあつてのことだろう。諸本のうち『文選集注』の重用がめだつ。『文選集注』は院政期以降の文献に頻繁に引証されるが、敦光の重用とあわせ推測すれば、復興文選学をささえた最大の書が『文選集注』であつた可能性が高い。「紀伝の博士家の存在そのものを支えていたのが『文選集注』」（山崎論文四三八頁）という評価さえある。行論の都合上、『文選集注』所引『文選鈔』の撰者問題に關説し、公孫羅説に左袒することになつた。無名氏説は存立の基盤を消失したと思ひ。

さて、文選学の復興は敦光のころをもつて完遂しただろうが、その餘波は鎌倉時代にまでとどいている。たとえば、平基親（一一五一〜？）の『往生要集外典抄』がある。同書は、源信『往生要集』の外典に典拠する語句について、二十九条だけが典拠を調査したもので、基親は『文選』李善注から諸典籍を孫引きしている。⁽³⁴⁾ただ、鎌倉・室町と文選学がふたたび停滞すると、『文選』注を類書的に利用することは少なくなる。だれにでもできる藝当ではないからだ。敦光の文選学を継承する難事を思わないわけにはいかない。

注

- (1) 拙稿「『三教勘注抄』と類書」（京都産業大学論集 人文科学系列）第五四号、二〇二二年。以下、別稿と呼ぶ。
- (2) 山崎誠「式家文選学一斑——文選集注の利用」（『中世学問史の基底と展開』和泉書院、一九九三年。初出一九八九年。以下、山崎論文）四一—頁。『文選』注の小学書の利用については、河野貴美子「藤原敦光『三教勘注抄』の方法——音義注を中心に」（河野貴美子・張哲俊編『東アジア世界と中国文化——文学・思想にみる伝播と再創』勉誠出版、二〇二二年）の分析がある（一八八—一九六頁）。また渡邊美由紀『世俗諺文』引用書目の研究——『文選』を中心に』（『水門』第三三号、二〇二一年）が指摘した、源為憲（？〜一〇二二）『世俗諺文』における李善注からの孫引きは、『文選』注を類書的に利用した例といえよう。

(3) 『勘注抄』卷一・二の翻刻が、太田次男「第十二編 高野山宝寿院藏『三教勘注抄』卷一・二（平安末鎌倉初問）

写本について——附・本文の翻印」(『空海及び白楽天の著作に係わる注釈書類の調査研究』中、勉誠出版、二〇〇七年)に、巻五の翻刻が、太田「第十一編 東寺宝菩提院三密蔵『三教勘注抄』巻五(鎌倉初)写本について——附・本文の翻印」(同前)にある。ほかに巻一・二・三の増補本の抄出本(霊友館蔵)の翻刻が、太田「第一編 平安末写三教指帰敦光注について——解題と翻印」(『空海及び白楽天の著作に係わる注釈書類の調査研究』上、勉誠出版、二〇〇七年)に、巻一の増補本(尊経閣文庫蔵)の翻刻が、太田「第三編 尊経閣文庫蔵三教勘注抄について」(同前)にある。小論の『勘注抄』閲読は、もっぱら太田の翻刻によった。太田論文の掲出には、その論題が長いので、次出以降は論文の編次をもって略称する。

(4) 続真言宗全書刊行会校訂『真言宗全書』第十一卷(続真言宗全書刊行会、一九七七年)に翻刻をおさめる。底本は高野山明王院蔵延享五年(一七七八)鈔本。ただ全書本には誤写・誤字が非常に多い。巻上の一部のみ(全書本の四頁下段末二行から一三頁下段第十行まで)だが平安末鈔零本が現存し、太田次男「第二編 秘蔵宝鑰鈔平安末写零本について」(前掲『空海及び白楽天の著作に係わる注釈書類の調査研究』上)が影印翻刻している。太田論文の掲出法は上におなじ。

(5) 大塚雅司「『都氏文集』における『文選』の影響——『五臣注文選』撰取の上限について」(『論輯』(駒沢大学大学院国文学会)第一七号、一九八九年)によれば、貞観十四年(八七二)まで五臣注本の将来は遡及できるとのことである。

(6) 佚名撰『文選集注』百二十二巻は、正文のほか李善注と五臣注さらに『文選鈔』・『文選音決』・陸善経注など諸注を選択収録した、『文選』の注釈を一覽するには便利な書である。残念ながらその過半は散佚した。現存巻は周助初纂輯『唐鈔文選集註彙存』全三巻(増補版、上海古籍出版社、二〇一一年)に集成影印されている。そのほか、李善注については、朝鮮王朝の宣徳三年(一四二八)刊六家注本を底本に諸本により校勘した兪紹初ほか点校『新校訂六家注文選』(鄭州大学出版社、二〇一四～二〇一五年)に、五臣注本については、朝鮮王朝の正徳四年(一五〇九)刊五臣単注本を影印した『日本東京大学東洋文化研究所蔵朝鮮版五臣注文選』(鳳凰出版社、二〇一八年)に、おのおのよった。こらら朝鮮本の重要性について、拙稿「藤原道長の摺本文選」(『鷹陵史学』第三六号、二〇一〇年)でふれた。また正徳本については、趙蕃『朝鮮正徳四年本《五臣注文選》研究』(河南大学出版社、二〇一四年)の專著がある。無注本は日中にくつかの残巻がつたわるが、そのうち日本の九条本が最大の二十三巻を存し重要である。九条本については、阿部隆一「東山御文庫尊蔵(九条家旧蔵)旧鈔本文選について」(阿部隆一遺稿集)第

一卷、汲古書院、一九九三年。初出同書)、山崎論文、佐竹保子「九条家本『文選』について」(歴博国際シンポジウム予稿集『東アジアをむすぶ漢籍文化』国立歴史民俗博物館、二〇一二年)など参照。

(7) 東野治之「『文選集注』所引の『文選鈔』」(『史料学遍歴』雄山閣、二〇一七年。初出一九八六年。以下、東野論文)、山崎論文。念のためいそえれば、東野論文も慎重にも『宝鑰鈔』所引『文選鈔』が『文選集注』からの直引かは未詳とし(注13)、山崎論文も敦光が利用したのが『文選集注』そのものでなく式家に蓄積された『文選』の撰句類であった可能性をも指摘する(四三八頁)。ただ、いずれにせよ結論は変わらない。敦光にとつて『勘注抄』と『宝鑰鈔』とで引いた『文選鈔』が同一書と認識していたという点が公孫羅説の肝腎であるからだ。直接の引用源の如何は公孫羅説の正否にかかわらない。岡村繁「『文選の研究』」(岩波書店、一九九九年)も、公孫羅説支持を表明している(四〇〇―四一頁の注9)。中国で公孫羅説に立つものとしては、金少華「古抄本『文選集注』研究」(浙江大学出版社、二〇一五年)一三三―一四七頁を挙げるにとどめる。なお金は敦光の著作には言及していない。

(8) 森野繁夫・富永一登「『文選集注』所引『鈔』について」(『日本中国学会報』第二十九輯、一九七七年)。

(9) 富永一登「『秘蔵宝鑰鈔』に見える『文選鈔』」(『文選李善注の研究』研文出版、一九九九年。初出一九八九年。以下、富永論文。富永は、岡村繁「『文選の研究』」(前掲)の書評(『文選』李善注の活用)研文出版、二〇一七年。初出二〇〇〇年)でも当該問題にふれ、あらためて自説の正しさを確認している(二八〇頁)。中国で無名氏説に立つものとしては、王翠紅「『文選集注』研究」(上海古籍出版社、二〇一九年)一四〇―一五〇頁を挙げるにとどめる。なお王は敦光の著作には言及していない。

(10) 「九辯」を収載していたはずの『文選集注』巻六十六もすでに散佚。正文と注文との分句は李善単注本のようにでもあるが、『文選集注』もそうだったか、確認できない。

(11) 平安末鈔本では「三辰戴頂」条をふくむ一紙分が脱落している。太田「第二編」六〇・七六―七七頁参照。

(12) 九条本の書込を史料に、陳翀「なぜ旧鈔本『文選』に「上文選注表」が冠せられているのか——復元した『集注文選』序文の巻を手掛かりとして」(九州中国学会報「第四八巻、二〇一〇年」、同「九条本所見集注本李善『上文選注表』之原貌」(『国際漢学研究通訊』第二期、二〇一一年)が、『文選集注』の李表収載部分を復元している。富永論文四〇〇頁が指摘するように、この書込と同文が上野本(無注)の龍頭にある。上野本は「集云」の二字を缺くが、これも『文選集注』からの転引であろう。敦光注の波線部分は九条本・上野本ともに見えないので、『文選集注』ではなく敦光の案語といちおう解しておく。なお富永論文は九条本の当該書込には無言である。猿投神社蔵の

正安本（一三〇四年識語）は巻頭を完備した無注本だが、くだんの書込はない。小林芳規「猿投神社蔵正安本文選」〔訓点語と訓点資料〕第一四号、一九六〇年）に翻刻がある。念のためいそえれば、当該書込に関連する語句は「文選」の正文にも見える。「言魏文帝曰……」については、曹丕「典論論文」（李善注本では卷五十二、「文選集注」佚）に「里語曰、家有弊帚、享之千金。斯不自見之患也」とあって、李善が「東漢漢記」光武紀よりこの「里語」を引く。「石状似鸞……」については、応璩「百一詩」（李善注本では卷二十一、「文選集注」佚）の「宋人遇周客」とあって、李善が「鬪子」より同一の語柄を引く。「鸞石」および「燕石」の語は、いま「文選」ではこの李善注にしか見えず。ただ、これら李善注の文章は、くだんの「文選集注」佚文と大きくちがう。

(13) 初めて施注したのは、おそらく高歩瀛（一八七三～一九四〇）の『文選李注義疏』（北平直隸書局、一九三七年）ではないか（いま中華書局の点校本あり、一九八五年刊）。『文選集注』が李表に施注することは、ひさしく未詳であった『文選集注』の撰述地が日本であることの有力な証左になる。陳獅「『集注文選』の成立過程について——平安の史料を手掛かりとして」（『中国文学論集』（九州大学）第三八号、二〇〇九年）、同「『文選集注』之編撰者及其成書年代考」（『域外漢籍研究集刊』第六輯、二〇一〇年）参照。

(14) いまのところ、くだんの書込は敦光の時代までは遡及できない。九条本は全巻一筆ではなく八種の異本を取り合わせた本であるが、巻首は南北朝時代の鈔写という。その祖本は、弘安八年（一二八五）に藤原相房なる式家の学者と推される人物が、菅原・大江両家の証本によって校勘・筆写したものと奥書によって知られる。佐竹保子「九条家本『文選』について」（前掲）一一八頁参照。

(15) 九条本・上野本の「三辰」への傍記に「日月星也」とある。宋本『玉篇』卷三十「辰」にも「三辰、日月星也」とあるけれど、ここでは『文選集注』説をとっておく。『宝鑑鈔』の音注は宋本『玉篇』の反切に多く一致することが報告されている。河野貴美子「平安期における中国古典籍の撰取と利用——空海撰『秘蔵宝鑑』および藤原敦光撰『秘蔵宝鑑鈔』を例に」（榎本淳一ほか編『中国學術の東アジア伝播と古代日本』勉誠出版、二〇二〇年）二一七～二一八頁。

(16) 「諷、方鳳反」の音注のみ九条本傍記にも見える。富永論文四〇〇頁。

(17) 『文選集注』所引『文選鈔』が三十巻であったことについて。東野論文二一八～二一九頁がいうように、三十巻本の公孫羅『文選鈔』があったとして何ら不思議ではないし、「日本国見在書目録」の撰者不詳「文選鈔卅」がその公孫羅『文選鈔』ということ、つまり「日本国見在書目録」が「公孫羅撰」を省略した（あるいは室生寺本が誤脱した）

可能性も考えておくべきである。

- (18) 『勘注抄』巻一に三条(太田「第十二編」三七二・三九九・四一四頁)、同巻二に四条(太田「第十二編」四八七・四八九・四九四・四九七頁)、同巻五に四条(太田「第十一編」二五四・二七一・二七三・二七三頁)、以上あわせて十一条。特定できない一条とは、太田「第十二編」三七二頁のそれ。五臣注本利用の二条とは、太田「第十二編」四八九頁・同「第十一編」二七三頁のそれ。そのほかは『文選集注』を専用。なお巻一に見える二条(太田「第十二編」三七六・三七七頁)は、それぞれ「蜀都賦」「魏都賦」の誤り。
- (19) 松本光隆「文選の訓読における注釈書の利用について」(『平安鎌倉時代漢文訓読語史料論』汲古書院、二〇〇七年。初出一九八五年)。なお、成安『三教指帰注集』の利用した『文選』について、山崎論文が成安はもっぱら李善注に依拠し『文選集注』を利用した形跡がないとする(四三五頁)のに対し、佐藤義寛『三教指帰注集の研究』(大谷大學、一九九二年)は、成安も『文選集注』を参照した可能性がたかいたい(二七三頁)。
- (20) 東野論文二二六頁、山崎論文四三三～四三四頁。
- (21) 『文選』正文に「猩」が登場するのは、「呉都賦」以外にはつぎの三件がある。巻四の左思「蜀都賦」、卷三十一の江淹「雜體詩三十首 謝臨川」、卷三十五の張協「七命八首」。後二者の『文選集注』該当巻はすでに散佚。「蜀都賦」のみ、収載する『文選集注』巻八が教存するが、『山海經』「異物志」の引用はない。また三件の現存注文に『山海經』「異物志」の引用はない。
- (22) 胡広の伝記的事項について、西川利文「胡広伝覚書——党錮事件理解の前提として」(『文学部論集』(佛敎大學)第八二号、一九九八年)の專論がある。
- (23) 靈友館本(太田「第一編」一六頁)・尊経閣文庫本(太田「第三編」二〇二頁)ともに「晋書」に作るから、誤記は敦光の原本にすでにあったのだろう。
- (24) 『後漢書』郡国志四。なお華容県は南郡の県である。『通志』卷一百九下が、胡広を「南陽華容人」とするが、南陽郡に華容県はない。
- (25) 『文選集注』の「恩倖伝論」収載巻は散佚したので確認不可。『蒙求』巻上に第二九句「胡広補闕」があつて、補注が『後漢書』胡広伝を引くが、胡広の本貫を「南郡華容」とするうえ、節略の具合も相違が多く出典ではない。旧注もおなじく胡広伝を引くが、いっそうの節略文で本貫の記載がなくこれも出典ではない。
- (26) 『論衡』の該文を現行の『論衡』に見つけられなかった。李善注の誤記だろうか。

- (27) 上田正『切韻逸文の研究』（汲古書院、一九八四年）三九四・四八八頁、河野貴美子「藤原敦光『三教勘注抄』の方法——音義注を中心に」（前掲）一八四頁。
- (28) 「呉郡賦」に「任侠」の語があつて、これに李善が注して「如淳曰」云々と引く。『文選集注』なら巻九、前掲『唐鈔文選集註彙存』一・一九二頁。
- (29) 九条本をふくめ諸本は「駢」を「鼎」に作る。「駢」は「鼎」に同義。九条本の傍記に「質氏酒削」とあり。
- (30) 「西京賦」は『文選集注』ではおそらく巻四に配巻されていたはずで、「四」は『文選集注』の巻数だった可能性もある。なお『文選集注』巻四は散佚。
- (31) 岡村繁「『文選集注』と宋明版行の李善注」（前掲『文選の研究』。初出一九七九年）。
- (32) 神田喜一郎「文選のはなし」（『神田喜一郎全集』第三卷、同朋舎出版、一九八四年。初出一九六二年）三〇二・三〇三頁、佐藤道生「大江匡房の『文選』受容」（『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院、二〇〇三年。初出一九九五年）八四〜八五頁、増尾伸一郎「〈文選博士〉考——吉備真備・安倍清明・大江匡房をむすぶもの」（小峯和明編『漢文文化圏の説話世界』竹林舎、二〇一〇年）一六一〜一六四頁。敦光が匡房に師事したという推定は、大曾根章介「院政期の一鴻儒——藤原敦光の生涯」（『日本漢文学論集』第二卷、汲古書院、一九九八年。初出一九七七年）四一六頁。
- (33) たとえば藤原頼長の『文選』への傾斜。柳川響「二つの遺戒——「家訓序」と「戒両男」（『藤原頼長「悪左府」の学問と言説』早稲田大学出版部、二〇一八年。初出同書）。
- (34) 山崎誠「平基親撰『往生要集外典鈔』考」（前掲『中世学問史の基底と展開』。初出同書）が、目下『往生要集外典抄』に関する唯一の専論と思しい。わたしも、拙稿『往生要集外典抄』出典考——『文選』の利用を中心に」（未発表）を用意している。

【附記】 本研究は、科研費「基盤研究（C）（一般）」（課題番号：18K00302）の研究成果の一部である。

